

1 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村押場字向山5の3・6の3・6の4（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、4の2から4の5（以上4筆国有林）、1の2・2の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1の3、5の2、字東山52の2・53の2・54の3・55の2（以上4筆国有林、次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第480号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村草嶺字南山3の11・5の12（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第13条の規定により次のとおり公示する。

令和6年12月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

電子計算組織(高等学校15校)PCおよびディスプレイ 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和6年10月18日

4 落札者の氏名及び住所

三谷産業株式会社 石川県金沢市玉川町1番5号

5 落札金額

101,303,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和6年10月4日

条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、条件付き一般競争入札の実施について、この公告により、公告します。

令和6年12月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

入札番号 (案件番号)	第1811906号
委託業務の名称	西部工業用水道事業（仮称）中央幹線詳細設計業務委託
業務目的	富山県企業局西部工業用水道管の供給システム全体の冗長性を飛躍的に高め、工業用水の确实で安定的な供給を図るため、新たな管路として（仮称）中央幹線の詳細設計を行うことを目的とする。
委託業務の場所	射水市小泉～坂東地内
業務の内容	詳細設計業務を行うものである。
実施方針に関する提案及び技術提案	業務を実施するにあたっては、以下の視点から創意工夫を発揮し、各提案を行うこと。 (1) 業務実施方針に関する提案 ① 業務実施体制 ② 業務実施手順 ③ 照査における具体の手法・工夫等 ④ 業務の円滑な実施に関する提案 (2) 以下の評価テーマに対する技術提案 テーマ① シールド工法による対象工事を确实に実行するための施工計画策定にあたり、配慮すべき検討項目について提案を求める。 （周辺環境や住民への影響も考慮事項に含める。） テーマ② 工業用水の運用計画策定にあたり、配慮すべき検討項目について提案を求める。
履行期間	契約を締結した日の翌日から令和8年3月27日まで
成果品	成果品は次のとおりとする。 ・ 報告書：A4判（ドッジファイル） 2部 ・ 報告書概要版：A4判 2部 ・ 特記仕様書に示す成果品 1式
総合評価方式	価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式 （実施方針及び技術提案の确实な履行の確保を厳格に評価するため、実施方針及び技術提案の評価項目に「履行确实性」を含めて技術評価を行う。）
調査基準価格	有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

(1) 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる条件のすべてを満たす単体企業であること。なお、入札参加資格の確認は、入札参加資格の確認の申請の期限の日（以下「申請期限日」という。）現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 申請期限日から当該委託業務の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。
- エ 3(2)に掲げる申請書等を提出していること。
- オ 富山県における令和5・6年度入札参加資格者名簿（測量・地質調査、土木コンサルタント、補償コンサルタント）（以下「資格者名簿」という。）の土木関係建設コンサルタント業務に登載されていること。
- カ 富山県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する営業所を有すること。

(2) 業務実施体制に関する要件

入札参加者は、業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

(3) 業務実績に関する要件

入札参加者は、平成16年4月1日以降に完了した以下に示す同種業務（令和6年度完了予定も対象に含む。）について、元請として完了した業務実績を有すること。

- ・同種業務：官公庁等発注の水道事業及び工業用水道事業において、シールド工法によるセグメント外径φ1700以上の実施設計業務

(4) 配置予定管理技術者に関する要件

入札参加者は、申請期限日までに、次の要件を満たす配置予定管理技術者を確保できること。

ア 以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門、上下水道部門）
- ・RCCM
- ・土木学会認定技術者（1級）

イ 同種業務の実務経験を有すること。

平成16年4月1日以降に完了した以下に示す同種業務（令和6年度完了予定も対象に含む）において、元請の管理技術者として従事して完了した実務経験を有すること。

- ・同種業務：官公庁等発注の水道事業及び工業用水道事業において、シールド工法によるセグメント外径φ1700以上の実施設計業務

ウ 本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

エ 照査技術者と兼務しないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加者は、入札参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (2) 申請書等は、次のとおりとする。

入札参加資格確認申請書	様式－1
企業の同種業務の実績	様式－2
富山県内に所在している営業拠点	様式－3
配置予定管理技術者の同種業務の実務経験	様式－4
配置予定管理技術者の資格	様式－5
配置予定管理技術者のCPD	様式－6

- (3) 申請書等の様式は、13で定める担当部署及び富山県のホームページ「入札情報（工事・測量・コンサル）」（下記URL）（以下「ホームページ」という。）で配付するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kouji/joho.html>

- (4) 申請書等の提出期間は、12で定める期間とする。
- (5) 申請書等の提出場所は、13で定める担当部署とする。
- (6) 入札参加資格の確認の結果は、12で定める日までに申請者に通知する。

4 入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を受付期間の締切日までに持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間は、12で定める期間とする。
 - イ 受付場所は、12で定める場所とする。
- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、12で定める日までに文書により行うものとする。

5 公告に関する質問等

- (1) 公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を添付した電子メール（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間は、12で定める期間とする。
 - イ 受付場所は、12で定める場所とする。
- (2) 質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールで行うものとする。
- (3) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答については、12で定める方法により、公表する。

6 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 12に定める方法により設計図書等を配付するものとする。
- (2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を添付した電子メール（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間は、12に定める期間とする。
 - イ 受付場所は、12に定める場所とする。
- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにより行うものとする。
- (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、12に定める方法により、公表する。

7 評価テーマの配付及び質問、技術提案書等の提出等

- (1) 12に定める方法により評価テーマを配付するものとする。
- (2) 評価テーマに関する質問は、質問内容を記載した文書を添付した電子メール（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間は、12に定める期間とする。
 - イ 受付場所は、12に定める場所とする。
- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにより行うものとする。
- (4) 評価テーマに関する質問及び当該質問に対する回答については、12に定める方法により、公表する。
- (5) 実施方針及び技術提案の提出資料は、次の通りとする。

実施方針	
業務実施体制提案書	様式－7
業務実施手順提案書	様式－8
照査における具体の手法・工夫等提案書	様式－9
業務の円滑な実施に関する提案書	様式－10
技術提案	
技術提案書（テーマ毎）	様式－11

- ア 受付期間は、12に定める期間とする。
- イ 受付場所は、12に定める場所とする。
- ウ 実施方針及び技術提案に関するヒアリングの有無 有

8 総合評価方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価方式により行うものとする。

入札参加者は、入札参加資格確認申請書、技術提案書等と価格をもって入札をし、次の要件に該当する者のうち、(2)の総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格

によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は30点とする。

※価格評価点は、小数第五位で切り捨て、小数第四位止めとする。

ウ 技術評価点の算出方法

申請書等の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- (ア) 企業の実績と能力
- (イ) 管理技術者の経験と能力
- (ウ) 実施方針
- (エ) 技術提案
- (オ) 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{ア(イ)に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times$$

(オ)の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (ウに係る評価点) + (エに係る評価点)

※技術評価点は、小数第五位で切り捨て、小数第四位止めとする。

9 入札期間等

- (1) 入札及び開札の日時は、12で定める日時とする。
- (2) 開札の場所は、12で定める場所とする。
- (3) 入札保証金は、免除する。
- (4) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

10 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札説明書において示した無効の入札の条項に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

11 その他

- (1) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。

(注1) 発注工事に参加とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）としての参加をいう。

(注2) 資本面・人事面で関係があるとは、次のア又はイに該当するものをいう。

ア 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

イ 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

- (2) 本業務にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定

及び契約締結は、令和7年3月24日以降を予定している。

- (3) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める場合がある。

12 入札手続き及び日程

入札手続き及び日程については、次のとおりとする。

入札手続き	期間（注1）	方法
入札公告・入札説明書・設計書・申請書・評価テーマ等様式の配付	令和6年12月25日から 令和7年2月27日まで	担当部署及びホームページで配付
入札参加資格確認申請書の受付	令和6年12月25日から 令和7年1月22日まで	担当部署に持参
入札公告・入札説明書に関する質問の受付	令和6年12月25日から 令和7年1月14日まで	担当部署に電子メールで受付
入札公告・入札説明書に関する質問の回答	質問を受理した日から 7日以内（注2）（注3）	電子メールで回答
入札公告・入札説明書に関する質問と回答の閲覧	質問に回答した日から 令和7年3月12日まで	担当部署及びホームページで閲覧
設計図書等に関する質問の受付	令和6年12月25日から 令和7年2月18日まで	担当部署に電子メールで受付
設計図書等に関する質問の回答	質問を受理した日から 5日以内（注2）（注4）	電子メールで回答
設計図書等に関する質問回答の閲覧	質問に回答した日から 令和7年3月12日まで	担当部署及びホームページで閲覧
入札参加資格の確認通知書の発行	令和7年1月29日まで	担当部署から郵送
入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求	確認通知書を受け取った日から 5日以内（注2）	担当部署に持参
理由の説明の要求に対する回答	要求を受理した日から 5日以内	文書により回答
評価テーマに関する質問の受付	令和6年12月25日から 令和7年2月18日まで	担当部署に電子メールで受付
評価テーマに関する質問の回答	質問を受理した日から 5日以内（注2）（注4）	電子メールで回答
評価テーマに関する質問と回答の閲覧	質問に回答した日から 令和7年3月12日まで	担当部署及びホームページで閲覧
業務の基本方針・技術提案書の提出	令和7年2月27日	担当部署に持参
技術提案書に関するヒアリング	令和7年3月4日から 令和7年3月5日まで	担当部署で実施

入札及び開札（注5）	令和7年3月12日 午後1時10分から	入札書を担当部署 に持参、開札を担 当部署で実施
------------	------------------------	--------------------------------

(注)

- 1 持参又は郵送により提出する書類は、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に担当部署に必着すること。
- 2 休日を除く。
- 3 ただし、令和7年1月14日に受理した質問については令和7年1月20日までに回答する。
- 4 ただし、令和7年2月18日に受理した質問については令和7年2月25日までに回答する。
- 5 総合評価方式のため、開札の日時と落札者を決定する日時とは異なることがある。

13 担当部署

入札手続きに係る提出及び受付場所は、担当部署である富山県企業局経営管理課管財係（〒930-0094 富山市安住町2番14号（北日本スクエア北館10階）電話076-444-2139 FAX 076-444-2154

電子メールアドレス akigyokeikan@pref.toyama.lg.jp) とする。

その他不明な点についても、この担当部署に問い合わせること。

